

品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱

制定	令和3年3月26日	要綱第 63号
改正	令和4年3月11日	要綱第 60号
改正	令和7年3月31日	要綱第 73号
改正	令和8年4月1日	要綱第116号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区が一般開放可能な喫煙場所を運営する者を対象に、当該喫煙場所の維持管理経費に対する助成金を交付することについて、必要な事項を定め、もって区民の良好な生活環境を保全し、快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(助成金の交付対象者等)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、国、独立行政法人および地方公共団体以外の者であって、区内において次に掲げる要件を満たす喫煙場所(以下「喫煙場所」という。)を運営するものとする。

- (1) 床面積が内法寸法で2.5㎡以上かつ収容人数が2名以上であること。
- (2) 一般に開放し、無料で利用できること。
- (3) 利用可能時間帯等が広く一般に利用できるものであること(おおむね1日8時間以上かつ週5日以上)。
- (4) 給気のために必要な開口部を除き、壁および天井で囲まれた閉鎖型の構造物であり、専ら喫煙のために利用されることを目的としていること。
- (5) 出入口に扉を設けていること。
- (6) 排気設備を設けており、排煙が人の往来が多い区域または他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。
- (7) 出入口において、喫煙場所内に向かう風速が秒速0.2m以上あること。ただし、喫煙場所内から非喫煙スペースに向けてたばこの煙が流れない等の対策が取られている場合は、この限りでない(屋内に喫煙場所を設置する場合に限る)。
- (8) 喫煙場所の出入口等に、区が指示する内容を記載した案内表示等をしていること。
- (9) 喫煙場所の名称、所在地等を区ホームページ等に掲載し、広く一般に周知する等、喫煙場所の周知活動に協力していること。
- (10) 法令に抵触せず、公序良俗に反しない形態および運営であること。
- (11) 設置について近隣住民等の理解を得られていること。
- (12) 周辺的生活環境の改善に効果があると認められること。

2 この要綱に基づく助成金は、一の喫煙場所につき、当該助成金の交付を受けることができるものとする。

(助成金の交付対象となる経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、家賃、店舗、駐車場および喫煙ブースの賃借料および更新料、電気代、空気清浄機の保守点検に関する費用、火災保険料、清掃・ゴミ処理委託費等、喫煙場所の維持管理に係る費用とし、150万円を限度とする。ただし、助成金申請期間が1年間に満たない場合は、12万5千円に決定月数（1か月に満たない月がある場合は、当該月については日割りで算出）を乗じた金額を上限とする。

2 助成金の交付額は、予算の範囲内において、交付対象経費の10分の10の額（当該額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、消費税額相当額を含まない。

3 この要綱に基づく助成金以外に、喫煙場所の維持管理に関し、他の助成金等が支払われる場合は、当該助成金等の金額を差し引いた額を交付対象経費とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) 喫煙場所を設置した土地または建物について、正当な所有者または使用者であることを証する書面（登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）、賃貸借契約書の写し等）

(2) 土地または建物を使用（その一部を使用する場合を含む。）し、喫煙場所の設置を行い、当該喫煙場所を運営する者にあつては、当該喫煙場所の設置等に関して当該土地または建物の所有者の同意が確認できるもの

(3) 喫煙場所の設置場所の周辺の地図

(4) 喫煙場所の図面（喫煙場所の内法面積、仕様、換気扇等の設備および排気先の位置が分かるもの）ならびに健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）に規定する技術的基準を満たすことを証する書類（出入口の空気の気流の計算書類等）

(5) 喫煙場所の外観および内部の現況が分かる写真

(6) 喫煙場所の維持管理に係る経費の予定金額の内訳およびその算出基準が分かる書類

(7) この要綱に基づく助成金の交付を受けようとする喫煙場所の維持管理に関し、他の助成金等が支払われている場合は、当該助成金等の金額および内訳が分かる書類

(8) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、品川区喫煙場所の設置費用に対する助成金交付要綱（令和3年品川区要綱62号）により助成を受けている場合および申請する年度の前年度にすでに助成を受けている場合で内容に変更がない場合は、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 第1項に規定する助成金の交付申請を行うことができる期限は、一の喫煙場所について、次の各号に掲げる助成金の申請を行う年度の区分に応じ、当該各号に規定するものとする。ただし、その日が品川区の休日を定める条例（平成元年品川区条例第2号）第1条第1項の品川区の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とする。

(1) 初年度 喫煙場所の維持管理を行い、交付対象経費が発生するまで。ただし、現に喫煙場所の維持管理を行い、交付対象経費が発生しているときは、助成を受けようとする日の前月10日まで

(2) 2年度以降 原則、4月10日

(3) 前2号の規定にかかわらず、区長が認める場合は、この限りでない。

（助成金の交付決定）

第5条 区長は、前条に規定する助成金の交付申請を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、不適当と認めるときは助成金の不交付を決定し、喫煙場所の維持管理経費に対する助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、助成金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

（前払金）

第6条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定額の2分の1の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を限度として、喫煙場所の設置費用に対する助成金交付前払金請求書（第4号様式）により、区長に前払金を請求することができる。

2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、前払金を交付するものとする。

（変更の申請）

第7条 交付決定者は、交付決定を受けた経費の配分または交付申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ喫煙場所の維持管理経費等に関する変更申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは喫煙場所の維持管理経費等に関する変更承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知し、不相当と認めるときは喫煙場所の維持管理経費等に関する変更不承認通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（廃止の届出）

第8条 交付決定者は、助成金の交付決定を受けた喫煙場所を廃止するときは、喫煙場所廃止届（第8号様式）により区長に届け出なければならない。ただし、区長が認めるときは、これを省略することができる。

（維持管理経費等に関する報告）

第9条 交付決定者は、この要綱に基づく助成金の交付を受けた会計年度の終了後、速やかに喫煙場所の維持管理経費等に関する報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 維持管理経費に係る領収書またはそれと同等と認められるもの
- (2) 維持管理経費の内訳が分かる書類
- (3) 喫煙場所の外観および内部の現況が分かる写真
- (4) この要綱に基づく助成金以外に、喫煙場所の維持管理に関し、他の助成金等が支払われる場合は、当該助成金等の金額および内訳が分かる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

（助成金額の確定）

第10条 区長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、喫煙場所の維持管理経費に対する助成金額確定通知書（第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査等の結果、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定者に是正を求めることができる。

（助成金の請求および交付）

第11条 交付決定者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付請求書（第11号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。ただし、第6条第2項の規定により前払金を交付された交付決定者は、前条の規定により確定された助成金の額から当該前払金の額を差し引いた額（第13条第2項において「助成金の確定額と前払金の差額」をいう。）を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

る。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第2条各号の要件のいずれかを欠くこととなったとき。
- (4) 第5条の規定により、助成金の交付決定を受けた喫煙場所を廃止したとき。
- (5) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の助成金が既に交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて助成金の全部または一部の返還を請求するものとし、第10条第1項の規定により確定された助成金額が第7条の規定による前払金を下回ったときは助成金の確定額と前払金との差額とする。

(調査)

第14条 区長は、交付決定者に対して、喫煙場所の運営等について必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

担当者名

電話番号

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付申請書

品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

喫煙場所の設置場所		
喫煙場所の名称		
喫煙場所の設置日	年	月 日
助成金申請期間	<input type="checkbox"/> 初回申請 <input type="checkbox"/> 再申請 （ 年目）	
	年	月 日 から
	年	月 日 まで
経費配分	総事業経費	円
	交付対象経費	円
	他の助成金等	円
	交付申請額 (1,000円未満切捨て)	円

第1号様式 (別紙)

喫煙場所の設置状況および運営計画		
喫煙場所の所有形態	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 使用 (賃貸) <input type="checkbox"/> その他 ()	
喫煙場所の種類	<input type="checkbox"/> 屋内型 <input type="checkbox"/> コンテナ型 <input type="checkbox"/> トレーラー型	
喫煙場所の内法面積および定員	m ²	人
給排気設備	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置 (取替) 予定	
喫煙場所専用電気メーター	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置 (取替) 予定 <input type="checkbox"/> なし	
喫煙場所専用水道メーター	<input type="checkbox"/> 設置済 <input type="checkbox"/> 設置 (取替) 予定 <input type="checkbox"/> なし	
付帯設備 ※設置済または設置 (取替) 予定の設備の <input type="checkbox"/> にチェックを入れ、()内に個数を記載する。	<input type="checkbox"/> 空気清浄機 () <input type="checkbox"/> 分煙機 () <input type="checkbox"/> 脱臭機 () <input type="checkbox"/> 灰皿 () <input type="checkbox"/> 椅子 () <input type="checkbox"/> 自動販売機 () <input type="checkbox"/> 消火器 () <input type="checkbox"/> 熱探知機 () <input type="checkbox"/> 喫煙場所の案内板 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
管理の形態	<input type="checkbox"/> 有人 <input type="checkbox"/> 無人	
	吸殻の処理方法、機器のメンテナンス、清掃委託の有無等	
工事内容等	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 設備の改修・再整備 <input type="checkbox"/> 工事の必要なし	

運用開始日 (予定)	
運用日数・時間	<p style="text-align: center;">日 月 火 水 木 金 土</p> <p style="text-align: center;">時 分 ~ 時 分</p> <p style="text-align: center;">(その他休業日)</p>
緊急時の連絡先	
その他 <small>※確認し、問題 がなければ□に チェックする。</small>	<input type="checkbox"/> 近隣の居住者、テナント等の同意が得られている。 <input type="checkbox"/> 設備・運営が法令に抵触せず、公序良俗に反していない。 <input type="checkbox"/> 誰もが無料で利用できる喫煙場所である。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付決定通知書

年 月 日付の助成金の交付申請については、審査の結果、助成金の交付を決定したので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の交付対象となる喫煙所

(設置場所)

(名称)

2 助成金交付決定額 金 円

3 経費配分

総事業経費	交付対象経費	助成金額

4 助成金交付決定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

5 助成条件

別紙のとおり

第2号様式 別紙

- 1 助成金を助成事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- 4 事業内容を著しく変更しようとするとき、または中止しようとするときには、あらかじめ所定の様式を区長に提出すること。
- 5 区長から喫煙場所の設置、運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 6 以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定の内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または助成交付決定に基づく命令に違反したとき
- 7 助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 8 助成事業の完了後、助成事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 9 その他特に区長が定める条件 ()

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金不交付決定通知書

年 月 日付の助成金の交付申請については、審査の結果、助成金を交付しないことを決定したので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の交付申請のあった喫煙場所

（設置場所）

（名称）

2 不交付の理由

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付前払金請求書

年 月 日付（ ）により交付決定を受けた喫煙場所の維持管理経費に対する助成金の一部を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円
（交付決定額の1/2未満の額（千円未満の端数がない金額））

2 交付決定額 金 円

3 振込口座

		銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄（○で囲む）	口座番号	
フリガナ			
氏名			

※振込口座は、申請者の口座に限ります。

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）
（団体名）
氏名（代表者名）
電話番号

喫煙場所の維持管理経費等に関する変更申請書

年 月 日付（ ）で交付決定を受けた喫煙場所の維持管理経費に対する助成金については、下記のとおり変更したいので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第7条の規定に基づき、関係資料を添えて申請します。

記

1 助成金の交付決定を受けた喫煙場所

（設置場所）

（名称）

2 計画の変更内容等

変更内容	
理由	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費等に関する変更承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、承認したので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更申請のあった喫煙場所

(設置場所)

(名称)

2 承認内容

変更内容	
理由	

3 承認するにあたっての条件

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費等に関する変更不承認通知書

年 月 日付の変更申請については、審査の結果、不承認としたので、品川区喫煙場所維持管理経費に対する助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 変更申請のあった喫煙場所

（設置場所）

（名称）

2 申請内容等

変更内容	
理由	

3 不承認の理由

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙場所廃止届

年 月 日付（ ）により助成金の交付決定を受けた喫煙場所を廃止するので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止する喫煙場所

（設置場所）

（名称）

2 廃止の理由

3 廃止年月日

年 月 日

品川区長 あて

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

電話番号

喫煙場所の維持管理経費等に関する報告書

年 月 日付（ ）により助成金の交付決定を受けた喫煙場所の維持管理経費等について、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成金の交付決定を受けた喫煙場所

設置場所	
名称	
運用開始日等	年 月 日
	初年度 ・ () 年目

2 助成金の対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 維持管理経費

維持管理経費の総額	円
交付金の対象経費	円
助成金交付決定額	円

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金額確定通知書

年 月 日付で提出された喫煙場所の維持管理経費等に関する報告書については、審査の結果、適当と認め助成金額を確定したので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の交付対象となる喫煙場所

(設置場所)

(名称)

2 助成金交付確定額 金 円

経費区分	総事業経費	円
	交付対象経費	円
	交付決定額	円
	交付確定額	円

3 助成条件

別紙のとおり

第10号様式 別紙

- 1 助成金を助成事業以外の事業に使用しないこと。
- 2 交付決定内容および付した条件に不服があるとき、または交付申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出すること。
- 3 区長から喫煙場所の設置、運用等の状況について検査を求められた場合には、速やかにその指示に従うこと。
- 4 以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあること。
 - ・ 交付決定の内容または付した条件に違反したとき
 - ・ 法令または助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- 5 助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものであること。
- 6 助成事業の完了後、助成事業を完了した日の属する会計年度の終了後5年間にあっては、区長から請求があったときは、事業内容等について報告すること。
- 7 その他特に区長が定める条件 ()

年 月 日

品川区長 へ

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者名）

印

電話番号

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付請求書

年 月 日付（ ）により確定した喫煙場所の維持管理経費に対する助成金を下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 交付確定額 金 _____ 円

3 前払金の額 金 _____ 円

4 振込口座

		銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
預金 種目	1 普通 2 当座 3 貯蓄（○で囲む）	口座番号	
フリガナ			
氏名			

※振込口座は、申請者の口座に限ります。

第12号様式（第12条関係）

年 月 日

様

品川区長

印

喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付決定取消通知書

年 月 日付（ ）で通知した助成金の交付決定については、当該決定を取り消すこととしたので、品川区喫煙場所の維持管理経費に対する助成金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の交付決定を取り消す喫煙場所

（設置場所）

（名称）

2 取消日（取消事由の発生日）

年 月 日

（ 一部取消し 全部取消し ）

3 取消理由